

藤沢市印鑑条例等の一部改正について
藤沢市印鑑条例等の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）5月22日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例等の一部を改正する条例
（藤沢市印鑑条例の一部改正）

第1条 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「個人番号カード」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。）」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「搭載された」の次に「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する」を加える。

（藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第2条 藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「医療証又は」を「医療証、」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

（藤沢市障がい者等医療費助成条例の一部改正）

第3条 藤沢市障がい者等医療費助成条例（昭和47年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「医療証又は」を「医療証、」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

（藤沢市小児医療費助成条例の一部改正）

第4条 藤沢市小児医療費助成条例（平成7年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「医療証又は」を「医療証、」に改め、「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されることに伴い、規定の整備をする必要による。